

「当座勘定規定」改定のお知らせ

当金庫は、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱い開始に伴い、2025年1月6日付で当座勘定規定を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新规定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2025年1月6日（月）

2. 改定となる規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容

（下線部分を変更・追加）

新	旧
<p>第7条（手形、小切手の支払い等）</p> <p>（1）～（2）【省略】</p> <p>（3）当座勘定の払戻の場合には、小切手または<u>当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>（4）<u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当座勘定入金帳とともに口座開設店またはその他金庫が特に認める店舗に提出してください。また、払戻しに際して、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>（1）～（2）【省略】</p> <p>（3）当座勘定の払戻の場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）～（3）【略】</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）～（3）【略】</p>

以上